

2020年8月7日

宮城労働局 局長 毛利 正 様

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行

〒980-0022 仙台市青葉区五橋一丁目5-13

電話 022-211-7002

2020年宮城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

貴職におかれましては、労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向けてご尽力されていることに敬意を表します。

さて、宮城地方最低賃金審議会は、8月3日、今年度の宮城地方最低賃金の改定について、現行の824円を1円引き上げて825円にすると答申しました。

この最低賃金額は、コロナ禍にある労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には達していません。

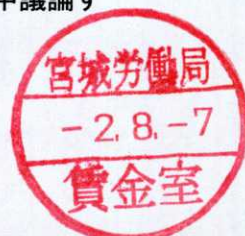
これらを放置すれば、コロナ禍のなかでの、いっそうの暮らしの悪化、経済の悪化は必至の状況にあること、また、地方の過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済のいっそうの疲弊につながります。それらに歯止めをかけ、地域経済を再建させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要です。先に開催された第2回本審議会の場で、労働者の実態と引き上げ目的を2名の労働者から意見を陳述しました。

そもそも、最低賃金法の第1章総則、第1条の目的では、「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働者力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の発展に寄与することを目的とする。」となっています。この条文をえらし合わせても今回の引き上げ額1円は程遠いものといえます。

以上の点から、宮城県労働組合総連合として、このたびの答申の低額の引上げに下記の異議を申し立てます。

記

1. 宮城地方最低賃金額を1円引き上げ、825円とするとした答申については不服である。再審議を求める。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地方の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げること。
3. コロナ禍で経営の立て直しに苦しんでいる中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を政府にあげてください。
4. 審議会は、密室審議をやめ、公開性、透明性にすること。特に、賃金引き上げについて集中議論する専門部会についても公開をすること。今回の審議についての議事録を公開すること。



【異議を申し立てる理由】

(1) 労働者の生計費からかけ離れた水準であること

答申された最低賃金額では、生計費に足りず、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」はできない。所定労働時間の実態をふまえると、825 円では、月 123,750 円で年収でも 1,485,000 円である。社会保険料等を約 11,000 円控除すると 112,750 円となる。ここから家賃、水光熱、などを控除すると食費にまわすお金が少なくなり、健康で文化的な暮らしは望めない状態となります。

コロナ禍のなかで休業を余儀なくされたうえ「休業手当が支払われない」とか、き「通常の 6 割程度の賃金（実際の支給は 5 割程度）では暮らせない」と言う声が多数にのぼるなかで、その声に応える引き上げになっていないと考えます。

全労連東北地方協議会が行った生計費試算の結果は、単身 1 人仙台市で 1,474 円（月 221,000 円）でなければ自立して暮らせないことを示しています。

このコロナ感染の中で学校の全国一斉休校が要請され、従業員の休業手当の一部を補助する雇用調整助成金制度がスタートしました。一人当たり日額の上限 8,330 円（時給にすると 1,041 円）が 1 万 5000 円（時給にすると 1,875 円）に引き上げられました。これはまさに現在の最賃水準では労働者の生活と中小企業経営が成り立たないことを示していると考えます。

今や雇用労働者の約 4 割の 2,000 万人が非正規雇用、そのうち、年収 200 万円以下の「働く貧困層」は 1000 万人を超えているのです。

そして大切なことは、このコロナ禍で働く労働者—国民の暮らしを支えるエッセンシャル『必要不可欠』ワーカーと呼ばれる—この労働者の多くは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者であり、最賃の近傍で働く労働者なのです。その数はスーパーなど小売業で働く労働者の 22.7%、医療・福祉分野で 6.6%でとなっており、最賃を大幅に引き上げる社会的意味はここにもあると考えます。

(2) コロナ禍の厳しい状況での引上げの必要であること

2020 年 1 月～3 月期の国内総生産（GDP）改定値は前月比実質マイナス 0.6%と 2 期連続でマイナスとなっています。自肅要請が本格化した 4 月以降の GDP はリーマン・ショック時を下回る 2 桁マイナスが予想されています。東京商工リサーチによると、6 月 30 日現在の「コロナ関連破綻」は累計 294 件となり、2 月の 2 件から急増したと言われており、コロナ感染拡大が経済に及ぼしている影響は本当に深刻ととらえています。

2008 年のリーマン・ショックの影響を受け、「雇用か賃金か」を柱とする審議がされた 2009 年 9 円へ抑制されましたが、雇用は守られたどころか大量の「派遣切り」が起きました。欧米諸国が賃上げにより内需拡大をはかり危機を乗り切ったこととは対照的です。また 2011 年の東日本大震災時も、引き上げ額は、2010 年 12 円から 2011 年 1 円へと引き下げられました。国民の消費購買力は回復せず、デフレのスパイラルから抜け出せず「失われた 20 年」を生み出した大きな要因と考えられており、経済悪化の中でも、「生活できる賃金水準の確保」は、経済上も必要なことは明らかです。

一方、コロナ禍で苦しむ中、海外では最低賃金の引き上げが行われています。イギリスは 6.2%、アメリカはコロラド州など 4 州で 15 ドル（約 1600 円）に引き上げられています。ているのです。

このコロナ禍の経済危機を乗り切るためにも、最賃の大幅な引上げ、安心して暮らしていける「最賃の 1000 円、1500 円への引上げ」県内の景気回復につながるものと考えます。

私たちは最賃の引き上げ要求と同時に政府による中小企業支援策の拡充に向けた、中小企業への直

接支援や助成金の拡充と社会保険料の減免等です。いわば中小企業への初期投資としての「助成金の支給」「社会保険料の減免」による最低賃金の引き上げは、消費需要増につながり、これにより経済循環が進めば地方税等の増収となり、経済の好循環が生まれると考えます。

もう一つは、大企業の内部留保の活用です。昨年3月時点で資本金10億円以上の大企業が保有する内部留保は金融・保険業を除き234兆円に達しています。

経済は一握りの人々への富の集中を意図してはいません。本当に苦しんでいる人の救済のためにこそあるのではないのでしょうか。内部留保を活用することも政府に求め、最賃の引き上げを図ることが必要と考えます。

(3) 密室審議の中での答申であり、専門部会委員は偏向任命

最低賃金審議会運営規定の第6条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定めています。

県民をはじめ、審議会の傍聴者が、あたかも会議の進行や意思表明を阻害する「邪魔者」として扱われているように思えてなりません。賃金の引き上げについて議論が行われた専門部会などすべての審議会を公開すべきなのに非公開にされています。

宮城の第1回本審議会・第2回本審議会の傍聴はさせていただきました。本審での意見陳述は労働者の実態と最賃引き上げへの切羽詰まった状態について訴えました。それに対する感想・意見もなく、その日の午後の専門部会開催、そして8月3日の午後の本審での傍聴要請を受けて期待していました。3日の午前、「宮城の最賃額が1円で答申」との連絡で傍聴はなくなりました。あまりにも軽視した対応といわざるを得ません。

6月に労働者側代表に5名が任命されているにもかかわらず、今回は任期半ば、審議に入るさなか、突如の労働者委員の辞職で推薦公示が行われました。私たちの代表が立候補しましたがまたしても排除されました。

また、7月に専門部会の委員の推薦公示が行われ、宮城県労連加盟組合である宮城一般労働組合から、最低賃金審議会専門部会の委員を推薦したものの、またも「労働局長の総合的な判断」として排除されました。選考の理由（所属組合の組織人数、活動状況、候補者の資質など）を示さず、いわば結果ありきの「偏向任命」と言わざるを得ません。労働者委員に毎年立候補をし続けていますが、「総合的な判断」との説明で今年度も排除され続けてきたため、私たちの代表がないのが残念でなりません。こうした、不正常的な状況のなかでの密室審議をやめ、民主主義に反していると言わざるを得ず。審議は、本審議会も専門部会も公開性、透明性にすることを求めます。

2020年8月16日

宮城労働局長

毛利 正 殿

宮城全労協 議長 大内 忠雄

仙台市若林区新寺1-5-26-510

電話・FAX 022-290-0069



2020「宮城最低賃金の改正決定」(答申)への異議申出書

**「コロナ時代」だからこそ最低賃金の大幅引き上げが必要
中小零細企業への手厚い支援は政府の責任！**

宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示(2020年8月3日)につき、宮城全労協は改正決定内容への異議を申し出ます。

中央審議会が「目安」を示さない異例の事態にあって、不十分な額であっても地方審議の場で「引き上げ」が打ち出されたのは、地域の低賃金労働者への影響を考慮し、また地方格差の拡大を憂えた結果であったと考えます。その点を述べ、異議の内容と理由を述べることにします。

私たちは宮城地方審議会での意見陳述(7月29日)、また労働局長への要請(6月15日)により「時間1千円」の実現などを訴えてきました。審議会の答申は、宮城の最低賃金額を「1時間1円引き上げ825円」とする、というものです。この改定額では最低賃金水準で働く労働者の生活を向上させるにはあまりに低すぎ、また「新型コロナウイルス感染症」の拡大がもたらす生活不安の解消には遠く及びません。

私たちは「全国一律、どこでもだれでも1時間1500円」のステップとして「1時間1千円」の実現を求めます。

以下、4点にわたり私たちの見解を記します。

- (1) 「1時間1円」の引き上げでは生活の改善は望めず、「コロナ格差」は拡大する
- (2) 「雇用か賃金か」は最賃抑制の口実、中小零細企業の支援は政府責任
- (3) 「最賃の地方格差」はいっこうに解消しない
- (4) 「エッセンシャルワーカー」に届けるべき最賃大幅引き上げ



(1) 「1時間1円」の引き上げでは生活の改善は望めず、「コロナ格差」は拡大する

「1円引き上げ」を報道した地元テレビ局のニュースサイトには「毎日8時間、月に20日として13万円強」などの書き込みがありました。地域最賃への注目と落胆が読みとれます。

宮城は前年維持ではなく上げたとはいえ、「引上げ率0.12%」は中小企業の今年の賃金上昇率1.2%（厚労省発表7月10日）に比して桁違いの低さです。生活改善が望めないことは言うまでもありません。近年、最賃影響率の上昇も報告されてきましたが、低賃金労働者への影響は多大です。

宮城合同労働組合は意見陳述で「最低賃金に張り付いている中小企業労働者の賃金実態」を訴えました。「賃金が最低賃金の引き上げによってしか改善できない組合員」にとって、影響は単年度の一過性にとどまりません。

しかも最賃抑制は「コロナ格差」の拡大に直結します。この数か月、生活保護申請の急増が報告されるなど、感染拡大の影響は低賃金労働者、不安定雇用労働者に広がっています。

「コロナ禍」は万人を等しく襲っているわけではありません。経済的にも富むものはより富み、貧しいものはより貧しくなると指摘されています。世界最大の感染確認が続いている米国で「豪華クルーズ船が飛ぶように売れている」と報じられていました（NHKWEB記事8月12日）。日本がこうした現実と無縁であるわけではありません。「コロナが映し出す格差」を放置することはできません。社会的不公平の歯止めとして、最低賃金が機能すべきときです。最賃審議は「コロナ禍」のいま、歴史的な要請に応えるべきです。

「コロナ時代」だからこそ最低賃金の大幅引き上げが必要です。「1時間1千円」を実現し、「全国一律、どこでもだれでも1500円」へのステップとすべく再考を強く求めます。

(2) 「雇用か賃金か」は最賃抑制の口実、中小零細企業の支援は政府責任

安倍首相は「雇用か最賃か」の二者択一論を持ち出し、2020最賃抑制の流れを作り出しました。しかし「雇用最優先」と言いつつも、実際は雇用破壊が進み「リーマン危機を超える」との予測が現実味を帯びてきています。

「コロナ解雇・雇い止め」は厚労省発表（7月30日）でも全国で4万を超えました。宮城労働局によれば県内でも3月以降の累計で743人、増加が続いています。5月求人倍率は0.12ポイント悪化、下げ幅はオイルショックに次いで過去2番目となりました（厚労省6月30日）。

雇用情勢の悪化は「自粛解除」「経済再開」以降も止まらず、底が見えません。「2020年に休廃業や解散に追い込まれる企業は全国で5万件を超える可能性が高まってきた」とも報じられています。

「コロナ」と消費税増税の二重打撃の影響は、春段階ですでに地域に広がっていました。たとえば河北新報社説は3月、重ねて緊急経済対策を訴えていました（「新型肺炎と地域経済／手厚い支援で打撃の回避を」4日、「新型コロナと経済／中小・零細の窮状を救おう」20日）

政府の対応が厳しく問われています。首相は世界に誇る経済対策とアピールしましたが、その仕組みと有効性には疑義がつきまってきました。世論調査でも政策不信の高まりが続いています。この夏、右往左往の観光支援対策が混乱をまき散らしています。

このような経緯を振り返るなら、首相は「コロナ」を利用して、「1時間1千円」を明示した昨年の閣議決定をご破算にし、最賃抑制に踏み出したのではないかと疑わざるをえません。

日本弁護士連合会は「労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引き上げを後退させてはならない」と訴えました（6月3日、日弁連会長声明）。中小企業に対する「長期的継続的な支援」の強化を求め、「最低賃金

引き上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等」などに言及しています。政府はこのような提言を検討したのでしょうか。

政府は緊急経済対策として二度の大型補正予算を組みました。地方への援助も様々な名目で予算化されています。これらが最低賃金引き上げにおいて中小企業への支援にあてられているか、点検が必要です。「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況」（「骨太方針」2020）を最賃抑制の理由とするわけにはいきません。中小企業への支援は政府の責任であるからです。

（3）「最賃の地方格差」はいつこうに解消しない

最賃の地方格差の是正は早急に解決しなければならない重要課題です。ここ数年、知事や地方新聞による要望が繰り返されてきました。2020改定でも多くの県で1円ないし3円の引き上げ答申が続いており、「隣接する都市部との賃金格差を埋めたいという労働側の意見を重視した」（和歌山県の審議会関係者）などの声が伝えられています。しかし、最賃抑制の現状では、格差解消の流れにブレーキがかかることは否めません。この流れが止まることは「コロナ禍」による地方の疲弊にも拍車がかかるということです。

政府や経済界からは「地方創生」の大合唱です。「コロナ禍」が「東京一極から地方へ」の流れを必然化させるという主張がもてはやされています。政府は様々な仕掛けをつくり、企業の参入をうながしています。

首相の肝いりである「未来投資会議」（7月30日）では次のような提起がなされています。これまでは「一極・大都市集中」で、デジタル化が遅れているために「距離が意味を持つ経済社会」であった。「ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会」では「新しい働き方を定着させ（テレワーク・在宅勤務、時差出勤、兼業・副業等）、リモートワークにより地方創生を推進し、DXを進めることで、分散型居住を可能とする社会像」などが検討されねばならない、と。

ここにあるのは中央の視点です。あたかも大都市圏から地方へ「三密を散らす」かのような発想です。「リモートワーク」などは主に大都市部の大企業のオンライン業務であり、しかも、これらの「働き方」を是として受け入れられるのは一部の労働者に限られます。その最たるものが「ワーケーション」なるものです。大企業がリゾートブームに乗って地方に進出したバブル期の再来のようです。

そもそも「地方創生」を掲げる安倍政権は、奇しくも2015年度から5年をかけて人口移動を均衡させるとしましたが、計画が未達成のまま「コロナ事態」を迎えました。1400万人東京が最大の感染拡大地となったことは偶然ではありません。

地方が最賃格差の是正を求めたのは、地方から大都市圏への人口移動、とくに若者世代の流出をなんとしても防ぎたいということでした。地方経済、雇用、社会の活性化のために、ここで育った若者たちが生活できる賃金であるべきだというものでした。そのような政策こそが「ウィズコロナ」「ポストコロナ」の「新常态」でなければなりません。

（4）「エッセンシャルワーカー」に届けるべき最賃大幅引き上げ

最低賃金が果たすべき役割が問われています。「エッセンシャルワーカーに報いる最賃大幅引き上げを」という声は「コロナの時代」を象徴する要求です。

高まる感染リスクの不安をかかえてライフラインを維持するために働いている労働者の多くは、劣悪な労働条件、低賃金と不安定雇用のなかにいます。そのような労働者が正当な対価を受け、報われることが必要です。そこに背を向ける政治は厳しく批判されねばなりません。

安倍首相は緊急事態宣言から10日後、記者会見で次のように演説しました。

「この間、毎朝、店を開き、食料品など生活必需品を棚に並べてくださっている皆さんがいます。レジの対応をしてくださっている皆さん、そして、物の流れを絶やすことのないよう、昼夜分かたず配送に携わっている皆さんがおられます。緊急事態の中にあっても、私たちの生活を守るために事業を、営業を継続してくださっている皆様に心より感謝申し上げたいと思います。

高齢者の介護施設や、保育所などでは、多くの職員の皆さんが感染予防に細心の注意を払いながら、必要とする方々のため、事業を続けてくださっています。電力やガス、水道の供給、ごみの収集・焼却、鉄道の運行、こうした社会インフラがしっかりと維持されなければ、私たちの生活は成り立ちません。そのために日夜、頑張ってくださいっている皆さん、こうした皆さんの存在なくして、私たちは長期にわたるこのウイルスとの闘いに打ち勝つことはできません。目に見えない恐ろしい敵との闘いを支えてくださっている、こうした全ての皆様に心より御礼を申し上げます」（4月17日、安倍首相会見の冒頭発言）

首相はこのように、当時話題になっていた「エッセンシャルワーカー」と総称される労働者たちに言及しました。これは人気取りにすぎなかったのか。その後の首相の最賃抑制の姿勢は、文字通り「恩を仇で返す」に等しいものです。

あらためて振り返ってみます。

2020年の最低賃金改定は「新型コロナウイルス」の感染拡大が社会に大きな影響を与える中で審議されました。様々な分野で「新常态」が議論されています。最低賃金審議にも当然、「ウイズコロナ」「ポストコロナ」の視点が問われたはずですが、ところが安倍首相は「雇用を最優先」と発言（6月3日「全世代型社会保障検討会議」）、最賃引上げの「凍結」「抑制」を強く印象づけました。首相発言が中央審議会の審議に影響を与えたことは明らかです。中央審議の冒頭、審議会会長は首相発言をなぞり、これを追認しました。中央審議会は結果的に引き上げ額の「目安」を示さず、地方審議会に委ねることになりました。

2020最賃審議は「ウイズコロナ」「ポストコロナ」の新しい社会の入り口を示したと歴史に刻まれるでしょうか。地方の最低賃金審議での英断が強く期待されます。

以上（2020年8月16日／宮城全労協）